

令和2年度 第11回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和3年2月10日（水）午後3時00分

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 9名 農地利用最適化推進委員 10名

1番 藤 平 清 子 君	1番 渡 邊 通 君
2番 小 泉 治 久 君	2番 吉 田 一 男 君
3番 柳 生 利 幸 君	3番 山 崎 明 君
4番 浅 野 敬 司 君	4番 小 見 川 清 君
5番 吉 田 和 嗣 君	5番 小 松 崎 秀 昭 君
6番 島 田 辰 男 君	6番 福 岡 み つ 子 君
8番 横 張 清 彦 君	7番 諏 訪 原 早 苗 君
9番 青 山 和 泉 君	8番 野 口 裕 司 君
10番 山 崎 久 司 君	9番 栗 山 繁 君
	10番 大 塚 康 夫 君

4. 欠席委員：農業委員 7番 長谷川義洋 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見の決定について

議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

7. 会議の概要

午後3時00分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、4番浅野敬司委員・5番吉田和嗣委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日1月21日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が16a、契約内容は所有権移転売買です。〇〇から南西へ約200mに位置しています。作付け予定作物は植木・苗木です。

整理番号2番、申請日1月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が13a、契約内容は所有権移転売買です。〇〇から南へ約500mに位置しています。作付け予定作物は水稻です。

整理番号3番、申請日1月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が14a、契約内容は所有権移転売買です。〇〇から南へ約900mに位置し、作付け予定作物は野菜です。譲受人の自宅から申請地までの距離は約20kmです。譲受人は、〇〇町において田んぼで水稻を中心に耕作しており、今回の申請地は息子の勤務地にも近いことから、兼業で息子に耕作や管理を任せる予定であります。

整理番号4番、申請日1月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が3a、契約内容は所有権移転贈与です。〇〇から北東へ約700mに位置し、作付け予定作物は水稻。譲受人の自宅から申請地までの距離は約4kmです。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を8番横張清彦委員、整理番号2番を1番藤平清子委員、整理番号3番を5番吉田和嗣委員、整理番号4番を4番浅野敬司委員お願いいたします。

8番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、適正に管理された耕作中の農地であります。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、適正に管理された耕作中の農地であります。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、適正に管理された耕作中の農地であり、境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。また、大型機械の確認も併せて行っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4番： 整理番号4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長：これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について＞

議長：続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。
事務局説明をお願いします。

事務局：議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について
整理番号1番、申請日1月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が8a、転用計画は、太陽光発電事業です。申請地は、〇〇から西へ約350mに位置しており、周囲は宅地も多く、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は465Wのパネルを112枚設置、造成計画については、現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は敷地内浸透となっております。自社施工、自己資金により工事を行います。契約内容は、所有権移転売買です。

整理番号2番及び3番は一体案件ですので、一括してご説明いたします。申請日1月22日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、3筆、面積合計が10a、転用計画は、太陽光発電施設です。こちらはこの後の議案第3号と関連していますが、許可済地の変更に伴い追加の事業地を確保するための申請であります。申請地は、いずれも許可済地に隣接する土地で、〇〇から北へ約100mの距離に位置しており、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判定しました。事業計画は、当初許可済の内容と変わらず事業全体で395Wのパネルを1,944枚設置、造成計画については、敷地内で盛土、切土を行い、周囲にはフェンスを設置し当該地を囲う計画となっております。雨水は敷地内浸透とします。なお、許可済地の工事は未着手で、本申請許可後に工事を始めるとの事であります。契約内容は、整理番号2番、地上権設定21年、年額〇〇万円です。整理番号3番、所有権移転売買です。

整理番号4番、申請日1月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が9a、転用計画は、太陽光発電施設です。申請地は、〇〇から西北西へ約500mに位置しており、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は395Wのパネルを268枚設置、造成計画については、現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は敷地内浸透となっております。自己資金により工事を行い、請負業者において許可済地の未完了案件がありましたので、進捗状況を報告いただいております。契約内容は、所有権移転売買です。

整理番号5番、申請日1月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積合計が57aの内29a、転用計画は、診療所です。申請地は、〇〇の角地に位置しており、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は

鉄骨造2階建の診療所、建築面積5aに、駐車場、駐車台数は〇〇台分及び通路23a、緑地1aです。造成計画については、敷地内において切土・盛土を行い、周囲には土留め工事の上、緩衝地・フェンスを設けて当該地を囲い、給水は上水道、雨水は敷地内に雨水浸透槽を埋設し、汚水・雑排水は、合併浄化槽処理後、敷地内処理を行います。資金は借入金により賄います。現在南平台で開業していますが、患者が増えて施設が手狭になったことから、新たに診療所を設けたいとの理由であります。契約内容は、貸借権です。

整理番号6番、申請日1月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が5a、転用計画は、自己用住宅です。申請地は、〇〇から南南西へ約500mに位置しており、周囲は農業公共投資の行われていない10ha以上農地が広がっていることから第1種農地と判断しました。集落に接続して設置されるものであり、選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。計画内容は、木造平屋建て建築面積は0.8a。造成計画は、現状の敷地内整地のみとし、給水は、地下水汲み上げ、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は合併浄化槽で敷地内処理を行います。資金は、住宅ローンを利用し、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であります。契約内容は、所有権移転贈与です。

整理番号7番及び8番は一体案件ですので、一括してご説明いたします。申請日1月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積合計が32a、転用計画は、太陽光発電事業です。申請地は、7番が〇〇から西へ約100mに、8番は〇〇から西北西へ約200mに位置しており、いずれも周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判定しました。事業計画は、340Wのパネルを328枚と、305Wのパネルを324枚設置し、造成計画については、いずれも敷地内で整地を行い、周囲にはフェンスを設置し当該地を囲う計画となっております。雨水は敷地内浸透とします。自己資金により自社施工で行います。こちらの受入も、許可済地において未完了案件がございますが、進捗状況を報告いただいております、内容を確認しております。契約内容は、所有権移転売買です。

整理番号9番、申請日1月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が7a、転用計画は、駐車場です。申請地は、〇〇の南東約100mに位置しており、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。関東運輸局の指導により、既存の本社敷地内へ社用車を駐車することが出来ないことから、新たな駐車場を必要とするものです。事業計画は、社用車〇〇台分と従業員用〇〇台分の計〇〇台分の駐車場として利用し、造成計画は、砕石敷均しを行い、周囲にはフェンスを設けて、雨水は敷地内浸透とし、自己資金により工事を行います。契約内容は、所有権移転売買です。

議長：説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を1番藤平清子委員、整理番号2番及び3番を3番柳生利幸委員、整理番号4番を8番横張清彦委員、整理番号5番を2番小泉治久委員、整理番号6番を9番青山和泉委員、整理番号7番を、番吉田和嗣委員、整理番号8番を8番横張清彦委員、整理番号9番を4番浅野敬司委員お願いいたします。

1番：整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は利用可能な遊休農地であり、若干雑草が生い茂っていましたが、大きな問題は特に見受けられませんでした。また、土地利用計画の内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

3番：整理番号2番及び3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地はいずれも利用可能な遊休農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農へ

の影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8 番： 整理番号 4 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、管理休耕中の農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

2 番： 整理番号 5 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、適正に管理された耕作中の農地であり、また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9 番： 整理番号 6 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、管理休耕中農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

5 番： 整理番号 7 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、利用可能な遊休農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

8 番： 整理番号 8 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、長期間手付かずで荒廃が進んでいる農地でありました。隣地境界も確認し、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

4 番： 整理番号 9 番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、休耕中の農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

会 長： 太陽光パネルのワット数に違いがありますね。

事 務 局： パネルの大きさにより、ワット数が違ってきます。

会 長： 中国製でしょうか。

事 務 局： はい、そうです。

議 長： 他、質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更に対する進達意見の決定について>

議長： 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番及び2番、申請日1月22日、申請地阿見町大字〇〇、こちらは先程の議案第2号整理番号2番及び3番と関連しています。令和2年9月28日付で許可されましたが、一部の土地の地権者からの合意解約により、事業計画変更が生じたことから申請に至ったものであります。地上権設定が対象となりますが、所有権移転の案件も一体として行う事業内容であることから、2件分の申請をしています。変更内容としましては、資料に網掛けで表示の1筆9aの減、工事着手令和2年10月1日から令和3年3月1日へ、完了予定令和3年3月31日から令和3年8月31日への変更、土地利用計画図の修正が主な内容であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議長： 続いて、議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号1番、申請日1月21日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は3a、現況写真国土地理院昭和43年6月11日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。〇〇から西北西へ約200mに位置しており、添付の航空写真からも、非農地になってから20年以上経過し、違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。

整理番号2番、申請日1月22日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は6a、現況写真国土地理院平成6年11月2日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。〇〇から南東へ約70mに位置しており、添付の航空写真からも、非農地になってから20年以上経過し、違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を1番藤平清子委員、整理番号2番を3番柳生利幸委員お願いいたします。

1番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。願出地は、耕運機等の機械を入れることによって耕作が可能となる土地ではなく、物理的にも困難であるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

3番： 整理番号2番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。願出地は、原野化が進み、耕運機等の機械を入れることによって耕作が可能となる土地ではなく、また、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地に復元して

も、継続して利用することができないと見込まれるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長：これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第4号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

議長：続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局：議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について
整理番号1番から32番、地目は田で、12筆、215a、地目は畑で、38筆、502a、面積合計が717a、貸し手34名、借り手8名、賃貸借8件、使用貸借30件、新規設定26件、再設定6件です。詳細については、お読み取りください。

議長：説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について>

議長：続いて、議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局：議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について
農地中間管理事業の一括方式による契約となります。
整理番号1番から6番、6件、6筆、面積合計が33a、貸し手4名、担い手1名です。詳細については、お読み取りください。

議長：説明は以上です。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

- 議長：これより報告事項に入ります。事務局お願いします。
- 事務局：報告第1号農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長：報告第1号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。
- 事務局：続きまして、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は12件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長：報告第2号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。
- 事務局：続きまして、報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長：報告第3号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。
- 事務局：続きまして、報告第4号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は1件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長：報告第4号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第4号を終わります。
以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

- 事務局：その他（事務連絡）
- ①今後の予定
- | | |
|--------------|---------------|
| ○3月10日（水）総会前 | 農作業標準賃金検討委員会 |
| 総会後 | 農業委員会だより編集委員会 |
| | じゃがいもの播種 |
- ②現地調査及び総会の予定
- | | | | | |
|---------|----------|-----------|------|----------|
| ○3月現地調査 | 3月 | 9日（火） | 当番農委 | 6番島田辰男委員 |
| | | | 当番農委 | 8番横張清彦委員 |
| ○3月定例総会 | 3月10日（水） | 午前9時30分から | | |

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 3 時 5 0 分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印